令和８年外務省令第１９号
国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

令和８年６月２４日
外務省領事局旅券課

１　改正の概要

国外における旅券手数料の額を定める省令（平成１８年外務省令第４号）の別表中に定められている手数料の額等について所要の改正を行った。

２　改正の理由

（１）旅券法施行令及び出入国管理及び難民認定法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第１７７号）の施行により、令和８年７月１日以降、一般旅券の発給等の申請をする者に係る手数料の額が改定される。

（２）（１）に伴い、「国外における旅券手数料の額を定める省令」（平成１８年外務省令第７号）の別表中に定められている手数料の額等について所要の改正が必要となった。

（了）